



養父市長選挙及び養父市議会議員選挙における 期日前投票所に投票用紙の二重交付について

養父市長選挙及び養父市議会議員選挙において、大屋市民センター（養父市大屋町大屋市場）の期日前投票所へ投票に来られた選挙人 1 人に対し、投票用紙の二重交付が発生しました。

1 日 時 2024 年 10 月 17 日（木）午前 10 時 55 分頃

2 場 所 大屋市民センター 期日前投票所（養父市大屋町大屋市場 20-1）

3 内 容

大屋地域局期日前投票所において、前日（16 日）に市長・市議選挙の投票を済ませた選挙人が、17 日午前 10 時 55 分頃、衆議院議員選挙の入場券（宣誓書）を持参し、同投票所に来られた。

名簿対照係が、市長・市議選挙の投票の意思を確認したところ、本人から市長・市議選挙投票の申し出があったため、宣誓書記入を職員が案内し、本人が宣誓書を記入の上、職員に手渡した。

投票順は、市長・市議選挙から行うこととしていたが、名簿対照係が順を誤って、選挙管理システムで衆議院議員総選挙の資格確認を実施したところ、選挙人名簿に登録された者で衆議院議員総選挙の投票ができる者であった。

投票用紙交付係は、本来であれば、市長・市議選挙の資格確認を待って、投票用紙を交付することとしているが、この時は混雑していたため、確認を待たずに投票用紙を交付した。

すぐに名簿対照係が、市長・市議選挙の資格確認を実施したところ、投票済みと警告があり発覚したが、当該選挙人は投票済みであり、結果的に市長・市議選挙の投票用紙を二重交付したこととなった。

4 原 因

本来であれば、市長・市議選挙の投票用紙を交付する前に、市長・市議選挙の宣誓書の記載内容を選挙管理システムで照合し、資格確認をすべきところを、市長・市議選挙の資格確認をしないまま、市長・市議選挙の投票用紙を交付してしまったことによるもの。

5 今後の対応

当該期日前投票所の投票事務従事者に対し、選挙ごとの資格確認の徹底を図るように指導と注意喚起を行うとともに、他の期日前投票所の投票事務従事者に対しても情報共有し、適正な投票事務の徹底を図って参ります。

なお、投票としては、どちらも有効として取り扱います。

6 森岡光昭（もりおか・みつあき）養父市選挙管理委員会委員長のコメント

この度、養父市長選挙及び養父市議会議員選挙において、投票用紙の交付ミスを起こしてしまい、深くお詫び申し上げます。今後は、細心の注意を払い、緊張感を持って投票事務を行うとともに、適正な投票事務の徹底を図ってまいります。

【問合せ】

養父市選挙管理委員会 和田久仁彦、森下広二（経営企画部経営総務課内）

電話 079-662-3161 FAX 079-662-7491